

福山市企業立地奨励金制度の概要〔2025(R7).4～2027(R9).3〕

□オフィス系企業への立地支援

■事業所設置奨励金

市内に事業所を設置する企業のうち、指定基準を満たす者に交付します。

▼対象事業

次に掲げる自己が使用する事業所を設置するもの。

事業所	詳細内容
情報サービス事業所	ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業その他の情報の処理、提供等のサービスを行う事業の用に供する施設(※1)
コールセンター	電話、インターネット等を通じて相談、案内、調査、受発注等サービスに関する業務を集約的に行う施設(※1)

▼指定基準

対象事業	常用従業員	立地場所
情報サービス事業所	新設 雇用数維持(※2) 5人以上	市内全域
	増設 雇用数維持(※2) 新規3人以上	
コールセンター	新設 雇用数維持(※2) 20人以上	市内全域
	増設 雇用数維持(※2) 新規10人以上	

▼奨励内容

区分	対象事業	対象者の条件	助成内容			
			助成対象	助成率	限度額	交付時期
1 土地助成	新設	● 福山北産業団地第2期事業地を市から直接購入し事業所を設置する場合	土地分譲代金	15%	なし	操業を開始した日以後
2 オフィス系企業助成	新設	● 指定基準の雇用数維持	事業所賃借料	50%×3年間	各年600万円	操業を開始した日から13月を経過した日以後(※4)
			通信回線使用料	50%×3年間	各年1,000万円	
			投下固定資産総額(※3)	50%	100万円	
	増設	● 指定基準の雇用数維持	事業所賃借料	50%×1年間	600万円	操業を開始した日から13月を経過した日以後
			通信回線使用料	50%×1年間	1,000万円	
			投下固定資産総額(※3)	50%	100万円	

☑ 新規雇用の常用従業員が3人以上の場合、広島県の地域活力創出型オフィス誘致促進助成も活用できます。
(お問い合わせ先) 広島県商工労働局 県内投資促進課 TEL:082-223-5151

■雇用奨励金

事業所設置奨励金の対象者のうち、一定の条件を満たす者に交付します。

対象者の条件			助成内容		
基準日	対象従業員(※5)	対象従業員数	助成率	限度額	交付時期
操業を開始した日から1年を経過した日	● 基準日の9か月以上前から引き続き雇用し、かつ、その間福山市に住所を有する新規雇用者	● 情報サービス事業所 小規模企業者(※6) 1人以上 中小企業者(※6) 3人以上 その他の者 5人以上	対象従業員 1人当たり 30万円	3,000万円	基準日以後
		● コールセンター 25人以上			

※1 対象施設（情報サービス事業所・コールセンター）

日本標準産業分類（令和5年7月告示）に規定する次の業種を営む事業者が設置する施設

分類番号	業種名
39	情報サービス業
40	インターネット附随サービス業
9294	コールセンター業

※2 雇用数維持

操業を開始した日から事業所設置奨励金の交付を受けるまでの間、当該雇用数を維持する場合に限る。

※3 投下固定資産総額

償却資産の賃貸借契約に係る賃借料（1年分に限る）を含む。

※4 交付時期

2年目は操業日から25月経過した日以後とし、3年目は操業日から37月経過した日以後とする。

※5 対象従業員

操業を開始した日の1年前または指定申請の日から基準日の9か月前までの間に、新規に雇入れた常時使用する従業員

※6 中小企業、小規模企業の範囲

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）の定める中小企業者、小規模企業者

業種	対象施設					中小企業者 （いずれかを満たす者）		小規模企業者
	工場	流通	試験	本社	情報	資本金の額または 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（②～④を除く。）					㊦	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業						1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業					①	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業						5,000万円以下	50人以下	5人以下

㊦インターネット附随サービス業 ①情報サービス業、コールセンター

■手続きの流れ

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
指定申請	事業の審査	指定決定	事業着手	事業の変更	工事完了	操業開始	事業完了	事業の確認	交付申請	交付決定	奨励金請求	奨励金交付
指定申請書の提出	事業計画の審査等 (市)	指定決定通知書の 送付(市)		事業計画変更届の 提出		操業開始届の提出	事業完了届の提出	現地確認(市)	補助金交付申請書の 提出	補助金交付決定通 知書の送付(市)		

- 「①指定申請」は、「④事業着手」の1か月前までに申請してください。
- 複数年度にわたる奨励金の交付については、年度ごとに⑩～⑬の手続きを行います。
- 対象業種、指定要件、申請方法等の詳しい内容については、経済総務課までお問い合わせください。

制度の活用をご検討の際には、お早めにご相談ください。

お問い合わせ

福山市経済環境局 経済部 経済総務課

TEL：084-928-1124 E-mail：keizai-soumu@city.fukuyama.hiroshima.jp

福山市企業立地

検索